

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成37年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 1 5 4 号  
平 成 2 7 年 4 月 2 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

風俗営業等の営業所への立入りをを行う警察職員の指定等について（例規）

風俗営業等の営業所への立入りをを行う警察職員の指定等については、「風俗営業等の営業所への立入りをを行う警察職員の指定等について（例規）」（平成18年5月17日付け秋本生環第261号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度旧例規の一部を改正し、平成27年4月2日から別添「風俗営業等の営業所への立入りをを行う警察職員の指定等に関する要綱」のとおり実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成27年4月1日をもって廃止する。

## 別添

### 風俗営業等の営業所への立入りをを行う警察職員の指定等に関する要綱

#### 1 立入りをを行う警察職員の指定基準等

- (1) 風俗営業等の営業所への立入りに関する規程（昭和60年秋田県公安会規程第2号。以下「規程」という。）第2条第1号に規定する警察本部長（以下「本部長」という。）が定める基準は、次のとおりとする。

ア 生活安全企画課  
営業支援指導係

イ 少年女性安全課  
事件指導係及び少年補導・保護対策係

- (2) 規程第2条第2号に規定する本部長が定める基準は、次のとおりとする。

ア 生活安全課

イ 地域警察官で、立入りに関する知識及び技能を有すると認められる者

ウ その他警察署長が特に必要と認める警察職員で、立入りに関する知識及び技能を有すると認められる者

#### 2 立入警察職員名簿の作成等

- (1) 立入警察職員を指定したとき、又は変更があったときは、別記様式第1号「風俗営業所等立入警察職員名簿」により、生活安全企画課長を経由して速やかに報告しなければならない。

- (2) 本部長は警察本部の立入警察職員に、署長は警察署の立入警察職員に、それぞれ身分証明書を交付するものとする。

- (3) 身分証明書が交付された警察職員が異動及び退職した際は、警察本部の立入警察職員にあつては生活安全企画課長に、警察署の立入警察職員にあつては署長に対して速やかに返納するものとする。

#### 3 立入りの実施報告等

- (1) 警察職員は、立入りを行ったときは別記様式第2号「立入調査報告書」により、所属長に報告しなければならない。

- (2) 警察職員は、立入りを行った場合において、法令の規定に違反する事犯を認知し、同事犯が指示処分又は警告を行う必要があるときは、別記様式第3号「風俗営業所等違反事件認知報告書」により所属長に報告しなければならない。

なお、この場合、別記様式第2号「立入調査報告書」の作成を省略するものとする。

様式省略